

「介護職員等特定処遇改善加算」の見える化について

○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において創設された加算です。

加算額については、職員の賃金改善に充当する必要があるため、当院では、最上位の“加算Ⅰ”を算定しています。

当該加算算定には、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 現場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化※を行っていること。

※「見える化」要件とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「介護サービスの情報公開」や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

当院の「介護職員等特定処遇改善加算」見える化の提示について

○ 職場環境等要件の提示について

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容は、次のとおりです。

	職場環境要件項目	当院としての取り組み
資質の向上	・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修や認知症ケア研修、中堅職員に対するマネジメント研修や、受講時のシフト調整等の支援を実施。その他介護支援専門員更新研修費用の一部負担等、職員が気兼ねなく受講できるよう環境を整えています。 ・ 職員のキャリアアップを目的として、外部研修、内部研修の充実を図っています。

	職場環境要件項目	当院としての取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成の指標を表すキャリアパスと目標管理(達成目標)・情意考課等、一定の基準による人事考課を実施。 段位を示す『等級・役職』が連動するよう制度設計のうえ運用しています。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次の健康診断、ストレスチェックを実施しストレス度が高い職員は、産業医によるカウンセリングを受けることができ心身の健康管理に努めています。 ・衛生管理者の配置がある施設では、職員の健康面に関する相談窓口を設置しています。 ・職員休憩室が確保されているとともに、一部施設では、改正健康増進法の規定に基づく喫煙室を整備しています。 ・ワークライフバランスの実現に向け、年休取得の推進を積極的に行うと共に、働きやすい環境づくりのための対策（ハラスメント対策）を行っています。 ・全施設において介護システムを導入し、ケース記録から請求書発行に至るまで、一貫したシステム体制を構築しています。またタブレット端末を活用する等、業務省力化に取り組んでいます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・非正規職員から正規職員への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいをもつ職員個々に合わせた無理のない業務プログラムを作成し、職員はその内容を共有し、協働を図っています。 ・障がいをもつ職員が業務を行っていくにあたり必要に応じて、支援機器を整備する等働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。 ・非正規職員から正規職員への登用推進を全施設で実施。更に業務を切り分けての職員採用など、効率化を図りつつ積極的な職員採用を行っており、国の配置基準以上の職員配置をしています。

